

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	優遇の取消し		
例規名 根拠条項	柴田町自治功労者優遇条例 第4条		
例規番号	昭和33年条例第71号		
【基準】 第4条の規定による。 (優遇の喪失) 第4条 自治功労者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、又は町民の信を失うような行為をしたときは、優遇を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日